「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」の閣議決定を受けて

平成 24 年 11 月 15 日
全　国　知　事　会

本日、政府は「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」を閣議決定した。

本法律案は、国の出先機関の事務を地方公共団体に移譲することにより、二重行政の解消や地域住民によるガバナンスの強化が図られることや、基礎自治体の意見を大きく反映させることを可能とするなど、真の分権型社会の実現に大きく寄与するものである。

本会においても、法案を速やかに提出することを強く求めており、法案化に至ったことを率直に評価するとともに、野田総理大臣、樽床地域主権推進担当大臣をはじめ、この間の関係者の尽力に敬意を表したい。

今般、衆議院議員総選挙が行われるが、各政党においては、法案に対する論議を深めていただき、選挙後に早期に国会提出の上、成立を期していただくことを強く望むものである。

本会においても、真の分権型社会の実現に向け、その覚悟を持ち、引き続き全力を尽くす所存である。